

広島県告示第三百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十九年広島県告示第二百十六号	
所在地	広島県広島市東区戸坂新町二丁目及び同市東区戸坂大上二丁目地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害区域
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
戸坂川左支七（二六九）	土石流	戸坂川左支七（二六九）
戸坂川左支六（六六二二）	土石流	戸坂川左支七（二六九）
戸坂川左支七（二六九）	土石流	戸坂川左支七（二六九）